改定額は前年度比28円増の930円に——7県で目安上回る 地域別最低賃金

厚生労働省の中央最低賃金審議会 (会長=藤村博之・法政大学大学院イ ノベーション・マネジメント研究科教 授)は7月16日、2021年度の地域別 最低賃金改定の目安を答申した。地域 間格差への配慮の観点や、雇用情勢が Aランクを中心に悪化したことなどを 勘案して、答申はA~Dのいずれのラ ンクも、28円の引き上げを目安とした。

その後、答申などを参考に各地方の 最低賃金審議会で調査・審議が行われ、 8月12日には全ての都道府県で地域別 最低賃金の改定額答申が出揃った。40 の都道府県で目安と同じ28円の引き上 げが答申された一方、7県は目安を1 ~4円上回る29~32円の引き上げと した。改定後の最高額(東京都の1,041 円)と最低額(高知県、沖縄県の820 円)の金額差は、昨年度と同じ221円 となる。改定後の全国加重平均額は、 昨年度より28円高い930円となった。

地域間の額差の縮小につなが る目安を示すべき/労働者側

7月14日にとりまとめられた「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」によれば、労働者側委員は、はじめに「コロナ禍から1年余が経過した今、先行きを見通す環境は確実に変化していることから、今年度は、ワクチン接種や世界・日本経済の回復など昨年度とは明らかに異なる環境変化を見極めた上で議論を尽くす必要がある」と指摘。そのうえで、「最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義」とした

うえで、「最低賃金の確実な引上げに つながる有額の目安を示すことで、 セーフティネットとしての機能を果た し、最低賃金法第1条にある『国民経 済の健全な発展に寄与する』という目 的を達成するべき』との見解を示した。

さらに、国際比較の観点から、「日本の最低賃金は国際的に見ても低位であり、諸外国ではコロナ禍でも最低賃金の引上げを行っている中、グローバルスタンダードを見据え、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべき」と訴えた。

コロナ禍で注目されたエッセンシャルワーカーにも触れ、「処遇が高くない労働者も少なくなく、コロナ禍で懸命に働き続けている労働者の努力に報いるためにも、最低賃金の引上げを行うべき」「新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクや手指消毒液などの恒常的な支出増が、最低賃金近傍で働く者の家計に大きな影響を与えていることも考慮すべき」と述べた。

そして、「「誰もが時給1,000円』を 実現するため、今年度は『800円未達 の地域をなくすこと』『トップランナー であるAランクは1,000円に到達する こと』の両方を達成する目安を示すべ き」としたうえで、「最低賃金の地域 間格差は隣県や大都市圏への労働力流 出の一因ともなっており、昨年度の地 方審議の結果を見ても各地方は懸命に 地域間格差の縮小の努力をしているこ とから、今年度は地域間の『額差』の 縮小につながる目安を示すべき」と主 張した。

最低賃金を引き上げず現行水 準を維持すべき/使用者側

一方、使用者側委員は、「最初の緊急事態宣言から1年3カ月経過し、足下では新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の兆候が見られ、第5波の到来が懸念されているうえ、休業要請等により経済活動が抑制された状況では、業況の回復はほど遠く、中小企業への貸付残高も上がっており、事業を立て直す上でも大きな負担となっている」と表明。「中小企業は、価格転嫁が困難であり、労働分配率も高いが、コロナ禍では、従前にもまして、賃金支払能力が乏しい状況にある」との懸念も示した。

また、「最低賃金は、各種データに よる明確な根拠をもとに、納得感のあ る水準とすべきであり、賃金水準の引 上げなど、法が定める目的以外に用い るべきではない」と指摘。「今年度は、 コロナ禍における中小企業、とりわけ 厳しい状況にある業種の中小企業の窮 状を考慮すると、3要素のうち通常の 事業の賃金支払能力を最も重視して審 議を進めるべきであり、企業の業況が 二極化している状況を踏まえ、平均賃 金や平均的な状況のみに着目するので はなく、とりわけコロナ禍の影響が深 刻な宿泊・飲食、交通・運輸などの業 種における経営状況や賃金支払余力に 焦点を当てるべきである | と主張した。

さらに、「経済界が事業の存続と雇用の維持に最大限努めた結果、雇用情勢が悪化する状況には至っていないが、 雇用への影響がデータに表れてからで は手遅れであり、最低賃金の引上げが 雇用調整の契機となることは避けるべ きである」「最低賃金の引上げによって、 企業の人件費を増やした結果、倒産、 廃業や雇用調整を招く懸念があり、そ のトリガーを引くことになることは避 けなければならない」などとして、有 額の目安を示すことに難色を示した。

そのうえで今年度の目安について、「今は、『事業の存続』と『雇用の維持』を最優先すべきであり、今年度は、最低賃金を引き上げず、『現行水準を維持』すべき」と主張した。

骨太方針に配慮して総合的な 審議を実施/公益側

このように労使の意見の隔たりが大きかったことから、2021年度の地域 別最低賃金の改定目安は、公益委員見解の形で示された。

それによると、引き上げ額の目安は A~Dランクの全てで28円。とりまと めに至った理由について、公益委員見 解は、「2017年全員協議会報告の3 (2) で合意された今後の目安審議の あり方を踏まえ、特に地方最低賃金審 議会における自主性発揮が確保できる よう整備充実や取捨選択を行った資料 を基にする」とともに、最低賃金の引 き上げに言及している政府の「『経済 財政運営と改革の基本方針2021』及 び『成長戦略実行計画・成長戦略フォ ローアップ』に配意した調査審議が求 められたことについて特段の配慮をし た上で、総合的な審議を行ってきた」 と説明した。

合意した今後の目安審議のあり方とは、公労使三者が真摯な話合いを通じて、時々の事情を勘案しつつ総合的に行うことや、地方最低賃金審議会に対して目安の合理的な根拠を示すなどの取り組みを進めていくこと。

具体的には①賃金上昇率は、昨年よ り上げ幅は縮小しているが、引き続き プラスの水準を示している、また、昨 年度は、最低賃金の引上げ額の目安を 示せず、最低賃金の引上げ率は0.1% となった、②消費者物価指数は、横ば い圏内で推移しており、名目GDPは、 2020年には落ち込んだものの、足下 では一時期より回復している、加えて、 新型コロナウイルス感染症の感染状況 については予断を許さないものの、今 年度はワクチン接種が開始されるなど、 少なくとも昨年度とは審議の前提とな る状況が異なっている、③企業利益は、 足下では、産業全体では回復が見られ る、また、一部産業では引き続きマイ ナスとなっているものの、政府として、 『感染症の影響を受けて厳しい業況の 企業に配慮しつつ、生産性向上等に取 り組む中小企業への支援強化、下請取 引の適正化、金融支援等に一層取り組 む』方針である、④雇用情勢は、 2020年には悪化したものの、足下で は横ばい圏内で推移しており、有効求 人倍率は1倍を超え、失業率も3%以 下で推移している、⑤政府としては、 最低賃金について、より早期に全国加 重平均1,000円を目指すこととされて いるところ、2016年度から2019年度 までの最低賃金を3.0~3.1%引き上 げてきた時期と比べて、今年度の状況 は大きく異なるとは言えず、最低賃金 をその時期と同程度引き上げた場合に マクロで見た際の雇用情勢に大きな影 響を与えるとまでは言えないと考えら れる、⑥地域間格差への配慮の観点か ら少なくとも地域別最低賃金の最高額 に対する最低額の比率を引き続き上昇 させていく必要がある、また、賃金改 定状況調査結果第4表のうちAランク とCランクが最も高い賃金上昇率で あった一方、雇用情勢については昨年

においてAランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要がある、
⑦最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められている――といったさまざまな要素を総合的に勘案し、検討したことを明記した。

「2021年度賃金改定状況調査」結果の第4表では、一般労働者およびパートタイム労働者の賃金上昇率は、男女および産業計で0.4%(昨年は1.2%)。ランク別にみると、Aランクで0.5%(同1.5%)、Bランクで0.1%(同0.7%)、Cランクで0.5%(同1.3%)、Dランクで0.3%(同0.8%)となっている。

労使の各団体が談話を公表

今回の改定目安について、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会は7月14日、連名でコメントを発表。「中小企業・小規模事業者の窮状、とりわけ困窮している飲食業や宿泊業などの事業者の実態や痛みを理解していない」と指摘したうえで、「多くの経営者の心が折れ、廃業が更に増加し、雇用に深刻な影響が出る」ことに懸念を示した。

一方、連合は同日、「使用者側が昨年同様、コロナ禍による緊急事態の継続と雇用への影響を理由に『有額の目安を示すことは困難』と主張する中で有額の目安が示されたことは、コロナ禍においても最低賃金を引き上げていくことの必要性が受け入れられたものと受け止める」などとする相原康伸事務局長名の談話を公表。全労連は16日に、「政府に対し、最低賃金の引き上げが可能となる中小企業支援策をいますぐ具体的に明らかにするよう求め

る」などとする黒澤幸一事務局長名の 談話を出している。

Dランクの7県で目安を上回る改定

その後、答申を参考にしつつ、各地方の最低賃金審議会(都道府県労働局に設置)で、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議が行われ、8月12日までに全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額答申が出揃った(表1)。

それによると、40の都道府県は目 安通り28円の引き上げを答申したが、 7県は目安を上回る引き上げとした。 最も引き上げ額が高いのは32円の島 根県、次いで30円の秋田県と大分県、 29円の青森県、山形県、鳥取県、佐 賀県となっている。目安を上回る引き 上げが答申された県は、いずれもDラ ンクに属している。

これにより、最高額(東京都の1,041円)と最低額(高知県、沖縄県の820円)の金額差は、昨年度と同じ221円となる。改定後の全国加重平均額は、昨年度より28円高い930円。労働者側委員が主張してきた「800円未達の地域をなくすこと」も達成されることになる。

28円の引き上げは目安制度の開始以降で最高額に

最低賃金の引き上げ額をめぐっては2016年以降、20円超の引き上げが続いていたが、昨年はコロナ禍の厳しい雇用状況のなかで中央最低賃金審議会では引き上げの目安が示されず、実際の改定額(全国加重平均額)も1円の引き上げにとどまった。今年度の28円の引き上げは、1978年度に目安制度が始まって以降で最高額となる(表2)。

10月上旬までに順次発効の見通し

答申された改定額は、都道府県労働局での異議申出に関する手続きを経たうえで、都道府県労働局長の決定により、10月1日から8日までの間に順次発効される見通しとなっている。

助成金の拡充で賃上げを支援

こうしたなか、厚生労働省は、中小 企業・小規模事業者の生産性向上を支 援し、事業場内で最も低い賃金(事業 所内最低賃金)の引き上げを図るため、 「業務改善助成金」制度を設けている。 生産性向上のための設備投資などを行

い、事業場内最低賃金を一定金額以上

引き上げた場合、その設備投資などに かかった費用の一部を助成する。

8月1日からは、新型コロナウイルス感染症の影響により特に業況が厳しい中小企業・小規模事業者に対して、対象人数の拡大や助成上限額の引き上げを実施している。

具体的には、特に業況の厳しい事業主(前年または前々年比較で売上等が30%減)について、従前は賃金引き上げ対象人数を最大「7人以上」としていたところ、最大「10人以上」のメニューを増設するとともに、助成上限額を従来の450万円から600万に引き上げた。さらに設備投資の範囲について、対象外としていた自動車やパソコンなどを、賃金引き上げ額が30円以上でかつ一定の要件を満たす場合は補助対象に加えた。

また、全事業主を対象とする特例として、引き上げ額に応じたコース区分について、現行で最も活用されている30円コースと60円コースの中間に、45円コースを増設。選択肢を増やすことで使い勝手を向上させた。さらに、これまでは認められていなかった同一年度内の複数回申請を可能とした。

(調査部)

表 1 2021 年度の最低賃金引き上げ額

次 1							
引き上げ額	都道府県						
32円	島根						
30円	秋田、大分						
29円	青森、山形、鳥取、佐賀						
28円	その他の都道府県						

表2 地域別最低賃金の全国加重平均額と引き上げ率の推移

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
時間額(円)	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902	930
対前年度引き上げ額(円)	7	12(%)	15	16	18	25 (%)	25	26	27	1	28
(前年度比、%)	(0.96)	(1.63)	(2.00)	(2.09)	(2.31)	(3.13)	(3.04)	(3.07)	(3.09)	(0.11)	(3.10)

- (注) 1 金額は適用労働者数による全国加重平均額である。
 - 2 ()内は引き上げ率(%)を示す。
 - 3 (※)は全国加重平均の算定に用いる経済センサス等の労働者数の更新による影響分(2012年度は+2円、2016年度は+1円)が含まれる。